

平戸市地域公共交通網形成計画策定業務仕様書

1 業務名

平戸市地域公共交通網形成計画策定業務

2 業務期間

契約締結の日から平成 31 年 3 月 31 日まで

3 目的

本市域は、長崎県の北西端に位置し、平戸島、生月島、大島、度島、高島の有人島及び九州本土北西部の沿岸部に位置する田平と周辺の多数の島々で構成されており、通院・通学など目的地までの移動や離島から平戸島への移動に公共交通機関が欠かせない地域となっている。

本市の公共交通は、陸上交通と海上交通があり、その内、陸上交通は、市内の主要幹線を走る民営の路線バスや大島地区を走る民営の路線バス、市が市町村有償運送事業にて行っている平戸中南部地区を走る路線バスのほか、平戸地区及び田平地区を走るタクシー、地域運営組織が度島地区及び志々伎地区で運行しているコミュニティバス、田平地区を走る鉄道があるが、少子高齢化及び人口減少の影響により、年々、利用者数は減少傾向にある。

また、海上交通は、平戸～度島間を結ぶフェリー、平戸～大島間を結ぶフェリー、宮の浦～高島間を結ぶ瀬渡し船、前津吉～佐世保間を結ぶ旅客線があり、いずれも市内外への移動に欠かせない公共交通機関となっているが、路線バス等との接続時間がうまくあっていない時間帯もあり、住民の利便性を欠く場合がある。

本市においては、各家庭における自家用車の普及や少子高齢化、人口減少の影響により、公共交通機関の利用者数は、年々、減少傾向となっているが、高齢者等の交通弱者にとっては、公共交通機関の存在は今後も必要不可欠なものであり、公共交通事業者の収支改善や地域で安心して生活できる移動手段の確保のため、効率的な公共交通網の構築が必要となっている。

このような状況の中、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下、「法」という。）」の改正が平成 26 年 11 月 20 日に施行され、地方公共団体が協議会を開催しつつ、交通事業者、地域住民等と協議の上で「地域公共交通網形成計画」を策定できることとなった。

このことから、地域住民にとって利便性が高く、持続可能な公共交通網の構築を行うべく、「平戸市地域公共交通網形成計画」（以下、「網形成計画」という。）を策定するもの。

4 網形成計画の対象とする地域

平戸市内全域

5 業務の内容

想定される業務等は以下のとおり

(1) 平戸市の現状把握調査

- ・平戸市総合計画や都市計画マスタープラン等の上位計画と現状の公共交通網の整合性について整理・検討を行い、課題を模索する。

- ・地理的条件や交通網の状況、人口分布、施設の立地状況など地域の特性を把握、整理する。
- (2) 平戸市内の公共交通機関の利用状況・経営状況調査
- ・人口や高齢化の推移による利用者の将来予測を行い、交通事業者の収支状況を予想すること。

【陸上交通】

平戸北部地区：西肥バス、生月バス、シルバータクシー、マンボウタクシー（（有）有明物産）

平戸度島地区：度島コミュニティバス（度島地区まちづくり運営協議会）

平戸中部地区：西肥バス、生月バス、市ふれあいバス、中部タクシー

平戸南部地区：西肥バス、市ふれあいバス、志々伎コミュニティバス（志々伎地区まちづくり運営協議会）、ハマサキ（福祉タクシー）

生月地区：生月バス、生月タクシー

田平地区：松浦鉄道、西肥バス、シルバータクシー、マンボウタクシー（（有）有明物産）

大島地区：民営ふれあいバス

【海上交通】

平戸～度島：度島フェリー

平戸～大島：大島フェリー

宮の浦～高島：高島定期船

前津吉～佐世保：旅客船

(3) 地域公共交通の再編に向けた調査

- ・地域公共交通の再編に向けた技術的、経済的な検討を行う。
- ・陸上交通については、路線バス及び乗合バスの効率化、公共交通空白地域の解消による利便性の向上が課題と考えている。
- ・海上交通については、各海上交通機関と路線バスとの接続の問題が課題と考えている。

(4) 利用者確保に向けた利便性向上調査

- ・公共交通機関の利用促進に向けた交通体系の見直し、ダイヤ編成、新規サービス等の検討を行う。

(5) 平戸市地域公共交通活性化協議会の運営

- ・網形成計画策定にかかる協議会関係資料の作成及び協議会運営に関する事務を補佐する。（委託業者は協議会に4回程度参加予定）

(6) 網形成計画案の作成

- ・調査結果等に基づく網形成計画案を作成する。
- ・作成にあたっては、法で規定されている網形成計画記載事項及び地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針で規定されている網形成計画の記載事項等に留意すること。

【法で規定されている網形成計画の記載事項】

- ① 持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
- ② 計画の区域
- ③ 計画の目標
- ④ ③の目標を達成するために行う事業・実施主体

- ⑤ 計画の達成状況の評価に関する事項
- ⑥ 計画期間
- ⑦ その他計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

【基本方針で規定されている網形成計画の記載事項】

- ① まちづくり、観光振興等の地域戦略との一体性の確保
- ② 地域全体を見渡した総合的な公共交通ネットワークの形成
- ③ 地域特性に応じた多様な交通サービスの組合せ
- ④ 住民の協力を含む関係者の連携
- ⑤ 広域性の確保
- ⑥ 具体的で可能な限り数値化した目標設定 等

6 住民アンケート及び公共交通機関の利用者アンケート

アンケート調査は、平戸市が対象者の抽出（対象世帯数は委託契約後、協議の上決定予定）、調査票の配布・回収を行う。委託業者においては、アンケート調査票の作成、分析等を行うこととなる。

7 想定される調査方法及び注意点等

- (1) 網形成計画の策定にあたっては、まちづくりとの連携や地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築を検討する必要があるため、平戸市の総合計画及び都市計画マスタープラン等関連する計画や国が公表している資料等を逐次参考としながら各種調査や網形成計画案の作成を行うこと。
- (2) 平戸市内の公共交通機関の概要が分かる資料の提供は可能である。
- (3) 路線バス等の乗降調査は、市又は公共交通事業者の協力により実施する。
- (4) 業務遂行にあたって必要な資料等については、その都度、公共交通事業者及びその他関係機関と協議のうえ提供する。
- (5) 平成 24 年度に松浦鉄道自治体連絡協議会（沿線自治体の 2 県 4 市 2 町から構成）が「松浦鉄道沿線地域の交通のあり方に関する調査」を実施しており、そこから松浦鉄道沿線の公共交通ネットワークの現状と課題等を読み取ることができる。
- (6) 必要に応じ、協議会開催に伴う資料作成を行う。

8 想定される調査以外の調査について

網形成計画案を作成する過程において、国からの情報等によって、前述した調査のみでは計画案が作成できない場合、予算の範囲内で必要となる調査を追加して行うものとする。

9 主な業務スケジュール（下記以外は協議・提案による）

平成 30 年 6 月 第 1 回協議会開催・資料作成

（企画提案書及び調査方針等の説明、意見集約）

平成 30 年 8 月 第 2 回協議会開催・資料作成

（調査結果の説明、意見集約）

平成 30 年 10 月 第 3 回協議会開催・資料作成

(網形成計画の中間報告、意見集約)

平成 31 年 1 月 第 4 回協議会開催・資料作成

(網形成計画案の最終報告、意見集約)

※必要に応じて、上記以外に 1 回協議会開催の場合有り

10 提出成果品

調査結果報告書及び網形成計画としてまとめる。

- (1) 報告書詳細版 (A 4 判) 50 部
- (2) 報告書概要版 (A 4 判) 50 部
- (3) 上記すべてにかかる電子データ 一式

11 お問い合わせ先

平戸市総務部地域協働課協働政策班

担当：江川、井手

TEL：0950－22－4111（内線 2351）

FAX：0950－22－5178

E-mail：kyodo@city.hirado.lg.jp